

喫煙可能室設置施設 届出書を提出された飲食店の方へ

喫煙可能室(店)を設置した施設は、以下の点を遵守して下さい

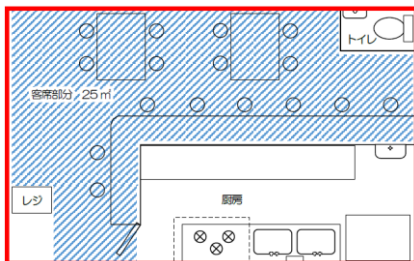
改正健康増進法に基づき、喫煙可能室(店)を設置した飲食店の管理権原者においては、以下の項目を守っていただくようお願いいたします。



必要な書類を保管してください

必要な書類が保管されておらず、改善命令に従わなかった場合は、20万円以下の過料が科されます。

- ① 2020年4月1日時点で既に営業している飲食店であることが分かる書類
(例) 開店年月日が分かる書類: 飲食店営業許可証 など
- ② 客席面積が100㎡(約30坪)以下であることがわかる書類
(例) 店舗の図面(側面の長さ等が記載されているもの) など

《客席面積の考え方(店内全部を喫煙可能室にする場合)》



- ・「客席」とは客に飲食させる場所になります。
＝明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースは除いた部分を指します。
※左記斜線部 
- ・赤枠内  は全体が喫煙可能室となるため、技術的基準や20歳未満の立入禁止の要件を遵守してください。

- ③ 中小企業(資本金または出資金が5,000万円以下))または個人経営であることがわかる書類
(例) 資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット など

「喫煙可能室(店)」「喫煙可能室設置施設」の標識を適切に掲示してください

喫煙可能室(店)であることが利用者にわかるように、主な出入口にわかりやすく掲示してください。
他の標識の掲示、類似した標識の掲示、標識の汚損、その他識別を困難にする行為に対する改善命令に従わなかった場合、50万円以下の過料が科されます。

20歳未満の者を喫煙可能室(店)に立ち入らせないでください

広告等に、喫煙可能室(店)があることを明示してください

施設(店舗)の営業について、広告や宣伝をするときには、喫煙可能室を設置していることを明示してください。

※次の場合は保健所への届出が必要です。

- ・管理権原者の氏名や住所の変更、面積の変更など
- ・喫煙可能室を廃止または飲食店の廃止など

那覇市保健所への届出方法

- ・届出書の提出については那覇市保健所へ直接持参していただくか、郵送にての提出も可能です。
※郵送料はご負担ください。

提出先(郵送可)

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市保健所 健康増進課(2階3番窓口)

受付時間: 平日 8:30~12:00、13:00~17:15

☎:098-853-7961 FAX:098-853-7965

届出書ダウンロードはこちら

那覇市 喫煙可能室

QRコードはこちら



参考1: 標識掲示の際、併せて表示が望ましい事柄

1) 喫煙可能室の利用人数・面積

一般的に、一定時間内の喫煙可能な本数は時間当たりの屋外排出量に依存するため、喫煙可能室における屋外排気量から、同時に喫煙可能な人数の目安を設定すること。

2) 喫煙可能室(店)の使用法の周知

つぎに掲げる事項を使用者に周知することが効果的であること。

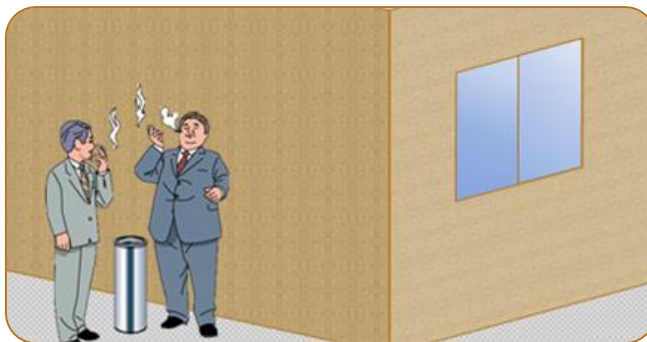
- 喫煙可能室内にたばこの煙が拡散するとたばこの排出効率が悪くなるため、可能な限り屋外排気装置の近くで喫煙すること。
- 同時に喫煙可能な人数の目安を遵守すること。
- ◎ 喫煙可能室(店)からの入退室時はたばこの煙が漏れいしやすいため、可能な限りゆっくり入退室すること。
- ◎ 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと。
- ◎ 喫煙可能室(店)の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと。

参考2: 屋外に喫煙所を設置する場合の配慮義務

屋外の喫煙設置場所に関する規制は法律や条例では設けられておらず、施設管理者は屋外の敷地に喫煙所を設置することが可能です。しかしながら、施設管理者には屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、**受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。**

屋外に喫煙場所を設置する場合には、その場所が周囲に人が集まる場所でないか、注意するようにしましょう。また、たばこの煙は上に流れていきます。喫煙場所の上に窓や換気扇などがいないか(煙が屋内に流入していないか)、よく確認しましょう。

煙が流れる方向に窓や換気扇はありませんか？



人通りの多い場所では
ありませんか？